

今度は最大20,000円分

第2弾



マイナポイント がもらえる！

マイナンバーカードの普及を促進するとともに、消費喚起や生活の質の向上につなげるために、1人当たり最大2万円相当のマイナポイントを付与する国の事業です。



▲詳細はこちら

①マイナンバーカード新規取得
最大5,000円分

+

②健康保険証としての利用申込み
7,500円分

+

③公金受取口座の登録
7,500円分

※②③については、令和4年6月頃から申込開始の予定です。詳細が決まり次第、お知らせします。

■ポイント申込みの対象者

マイナンバーカードの新規取得者や第1弾の申込みをしていない人

■ポイント申込みの対象となる

マイナンバーカード申請期限
令和4年9月30日(金)

■マイナポイントの申込期限

令和5年2月28日(火)

※マイナンバーカードは、申請してからお手元に届くまで1~2か月かかりますので、早めに申請してください。

マイナポイントの申込みを お手伝いします！



市では、マイナポイントを利用するために必要な予約・申込みのサポートを行っています。来庁された人に限り、申込みサポートを行っています。代理での申込みは受け付けていませんので、ご了承ください。

■開設時間

平日 午前8時30分~午後5時

■場所

市民課（市役所1階）、各振興局

■必要なもの

マイナンバーカード、利用者証明用電子証明書の暗証番号（数字4桁）、決済サービスID

問 マイナンバーお問い合わせダイヤル ☎ 8303（市役所1階）

市長コラム 坂の上の雲を探して

82

新型コロナウイルス感染症に振り回された令和3年度が終わろうとしています。振り返れば、今年度は「東京オリンピック・パラリンピック」「北京オリンピック・パラリンピック」などのビッグスポーツイベントも開催され、通常であれば大きな盛り上がりの中、夢や希望に満ちた年となっていたはずでした。一日も早くコロナ禍の抑鬱された時間から解放されることを期待します。

さて、先月のコラムでもお伝えしましたが、時代の流れとして急激に社会のデジタル化が進んでいます。一方で、新型コロナウイルス感染症が長期化する中で「感染症との共存・共生」が論じられ、そうした中、人々の暮らし方や価値観の変化を論じる際には「ウイズコロナ」という言葉が盛んに囁かれるようになりました。

コロナ禍で私たちに求められた言葉として「非接触」や「人流の抑制」などがあります。これらを実現するための一つのツール（道具）として、マイナンバーカードが挙げられます。「マイナンバーカード」は、行政手続などで本人確認が必要となるときに、顔写真付きの身分証明書として利用することができます。この他に、住民票の写し・印鑑証明書・戸籍謄抄本などの各種証明書の交付を、コンビニなどに設置されたマルチコピー機で取得することもできます。このサービスは、全国の主要コンビニで午前6時30分~午後11時まで（年末年始を除く）利用することができます。マイナンバーカードは今後、行政手続きのオンライン申請など、様々な施策に活用されていくでしょう。

このように行政サービスのあり方も変わっていく中で、個人情報取扱いなどセキュリティの強化も含め「利便性の向上」や「手続の簡略化」も進んでいきます。人生100年と言われる時代を迎え、これまでとは明らかに違う「新たなライフスタイル」が始まるようになっていきます。

これからも、このような様々な社会の変化を、情報として皆さんにお伝えしていきたいと思えます。



広報ひたは、資源保護のため植物油インキを使用しています。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。